

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

| 区 分 | | 年齢別人口 | | | |
|-------------------|----|--------|--------|-----------|--------|
| | | 総 数 | 0～14 歳 | 15 歳～64 歳 | 65 歳以上 |
| 平成 2 2 年度 国勢調査 | 総数 | 71,437 | 8,014 | 39,255 | 23,547 |
| | 男 | 33,279 | 4,089 | 188,66 | 9,934 |
| | 女 | 38,158 | 3,925 | 20,389 | 13,613 |
| 平成 2 7 年度 国勢調査 | 総数 | 68,345 | 6,829 | 33,849 | 26,762 |
| | 男 | 31,828 | 3,464 | 16,527 | 11,360 |
| | 女 | 36,517 | 3,365 | 17,322 | 15,402 |

イ 産業構造及び中小企業者の実態

本市は温泉観光地として、高度経済成長の中にあつて宿泊及びレクリエーション施設の建設、別荘地開発が行われ、これに付随する観光サービス産業を基盤とした発展を遂げてきた。

商業は、観光と関連する飲食・土産物・小売業が中心となり、一方、工業は平地が少ない上に市域の44.6%が国立公園内にあるため、工場等の立地が難しい現状にある。また、製造業は食料品製造（干物・菓子）が中心で、その担い手は零細中小企業である。

このような産業形態の中で、観光サービス産業を基幹とした産業の育成が図られ、市内経済の発展につながってきた。最近では、伊豆東海岸の商業振興地域として郊外型大・中規模店舗の進出により、市外消費者の利用も図られる反面、中心市街地には閉塞感が漂うなど厳しい経済状況下であり、商店街や業種組合が連携を図る中で、その対応策が急がれている。

(2) 目標

本市において、生産労働人口の減少が課題となっている現状を踏まえ、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、生産性の維持及び向上を目指す。これを実現するため、先端設備等導入計画の認定について、年間3件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、観光サービス産業が基幹産業となるものの、観光サービス業に関連して、商業、製造業その他多岐の産業が存在するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は市全域に分布されるため、本計画の対象地域は本市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、2先端設備等の種類に記載のとおり、観光サービス産業が基幹産業となるものの、観光サービス業に関連して、商業、製造業その他多岐の産業が存在するため、本計画は、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、本計画の対象外とする。

- ① 人員削減を目的とした先端設備等の導入である場合
- ② 市税等に未納がある場合
- ③ 先端設備等の導入に関し、法令又は条例に違反がある場合

以 上